

契 約 書

- 1 業務名 令和8年度分収造林管理業務
- 2 業務委託料 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 3 履行期間 令和8年4月 1日から
令和9年3月31日まで
- 4 契約保証金 要・免除
- 5 その他特約事項 別添のとおり

愛知県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。
この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年4月 日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者　愛知県知事　大村　秀章

乙　住所

氏名

（名称及び代表者氏名）

(総則)

第1条 この契約は、令和8年4月1日に締結した分取造林管理業務（第3期）委託契約（以下「基本契約」という。）の規定によるほか、令和8年度に実施する業務（以下「業務」という。）に関し、必要な事項を定める。

2 業務の事業量等は、別冊の設計書に示すとおりとする。

(監督員)

第2条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、甲が必要と認めて監督員に委任したもののはか、次に掲げる権限を有する。

一 この契約書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

二 この契約の履行に関する乙又は乙の主任技術者との協議

三 業務の進捗の確認、業務の履行内容の調査

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(業務の変更等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、業務委託料若しくは履行期間を変更し、又は費用を負担する必要があるときは、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、甲が定め乙に通知する。

(検査)

第4条 甲は、乙から業務完了報告書が提出されたときは、10日以内に検査を行わなければならない。

2 前項の検査の結果、この契約と相違し、又は不完全な部分があるときは、甲は乙の指定する期間内に補正をしなければならない。

3 乙は、前項の補正をしたときは直ちに甲に報告しなければならない。この場合における再検査については第1項の規定を準用する。

(代金の支払)

第5条 乙は、第4条の規定による検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に業務委託料を乙に支払わなければならない。

3 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(概算払)

第6条 乙は、前条の規定にかかわらず、委託期間の中途において、本業務の実施に必要な経費に充当するため、概算払を請求することができる。

2 乙は、概算払を請求するときは、概算払請求書（様式6）及び資金計画書（様式7）を甲に提出しなければならない。

3 甲は、資金計画書の内容により、請求額が業務に必要な範囲であると認められる場合に、概算払をするものとする。

4 乙は、概算払を受けたときは、甲と乙の協議を経て、業務の内容及び業務委託料の額が確定した後、速やかに概算払精算書（様式8）を甲に提出するものとする。ただし、概算払を受けた金額と確定後の金額が同一であるとき又は概算払を受けた金額が確定後の金額を下回るときは、この限りでない。

（契約不適合責任）

第7条 甲は、業務の内容が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）

であるときは、乙に対し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

（履行遅延の場合における違約金）

第8条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未履行部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が基本契約第24条第1項各号または次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

（1）この契約の条項に違反したとき。

（2）契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。

（3）甲の行う検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

（4）期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

（5）契約解除の申立てをしたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この

限りでない。

(2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

（談合その他不正行為に係る解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）

第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占の状態があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

- 第11条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関

係を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第13条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第14条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(協議)

第15条 基本契約書及びこの契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

様式6（第6条関係）

概算払請求書

年 月 日

愛知県知事殿

受託者 住所

氏名

〔名称及び
〔代表者職氏名〕〕

下記のとおり支払ってください。

記

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記業務委託に対する概算払

1 業務名

令和 年度分収造林管理業務

2 契約締結年月日

年 月 日

3 委託料金額

金 円

4 支払方法

口座振替	銀行	支店
	当座・普通	第 番

様式7 (第6条関係)

令和 年度分収造林管理業務資金計画書

委託契約額 円 (単位:円)

時 期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	合 計
人件費					
その他					
実績(見込)額					
請求額					

様式8 (第6条関係)

概 算 払 精 算 書								
執 行 機 関								
決 裁 欄								
収命 支令 等者								
下記の精算額を確認します。								
確 認	年 月 日							
年 度		会 計						
歳 出 科 目								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>概 算 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精 算 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差 引 過 不 足 額</td> <td></td> </tr> </table>			概 算 額		精 算 額		差 引 過 不 足 額	
概 算 額								
精 算 額								
差 引 過 不 足 額								
年 月 日		として						
概算払を受けた経費について、上記のとおり精算します。								
年 月 日		住 所 氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)						
収支等命令者殿								
備 考								

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 負担金及び補助金で精算書の様式について別に定めのある場合は、この
 様式によらず、その定める様式によることができる。